

番号	対象公文書	本件決定の理由	審査請求人の主張
1	「図書館に対する苦情レポート(2012年2月3日、改訂版)追加事項[2012/3/2]	保存年限(1年)を経過し、既に廃棄されているため、不存在。	その後、追加文書「図書館に対する苦情レポート(2012年2月3日、改訂版)追加事項[2012/3/2]」を提出。(以下、苦情レポート1追加1という。)この資料は、「苦情レポート1」において、行政の問題対応により、「多大な迷惑と解決のための労力が費やされた」ことの一面が理解できる重要資料である。よって、以下、「苦情レポート1追加1」が存在しないというのは虚偽であろう。存在すべきであり開示すべきである。
2	「図書館利用者の御意見、ご要望等について(回答)」に関する「起案書、決裁書」	保存年限(1年)を経過し、既に廃棄されているため、不存在。	館長からの謝罪を含む公文書「図書館利用者の御意見、ご要望等について(回答)」(24福図第145号、平成24年5月10日)に関する「起案書、決裁書」が存在すべきであり、実際、誰が決裁したのか、責任が全く分からない。これは、その後の、顧問弁護士相談添付資料でもあり、直後の第1回警察相談、その後の第2警察相談にも密接関連する。存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。
3	「議事録的公文書」	保存年限(1年)を経過し、すでに廃棄されているため、不存在。	3名の課長が参加した話し合いがある以上、「議事録的公文書」を作成し、保存するというのは当然である。それが、「継続した対応ができるよう、引継ぎとしての資料」で、「意思の確認ができる、意思統一するためのメモ」であれば、「共有化された」もので、「公文書」でなければならない。同時に、それは「個人情報開示請求書」により開示されるべき重要「公文書」であり、開示すべきである。
4	「図書館利用者の御意見・ご要望について」について、その意思決定に至った公文書(起案書・決裁書)	「平成25年6月28日25福図第377号-2」以外のものは、作成も取得もしていないため、不存在。	館長から「見解」として提出された「図書館利用者の御意見・ご要望について」(25福図第377号-2、平成25年6月28日)等の「意思決定」に至った公文書が存在するはずで、その文書の起案書、「決裁」があるはず。「書面の責任の所在」を示すものであり、存在しないというのは虚偽であろう。存在すべきであり、開示すべきである。
5	図書館長から社会教育課長への「要請書」(その「決裁書」等)	作成も取得もしていないため、不存在。	図書館利用者の職員への苦情に係る事案で、社会教育課が、弁護士、第1回目警察相談へ行くための、図書館長から社会教育課課長への「要請書」(その「決裁書」等)が存在すべきで、存在しないというのは虚偽であろう。存在すべきであり、開示すべきである。
6	第1回警察相談のための「起案書」「決裁書」	作成も取得もしていないため、不存在。	第1回警察相談のための「起案書」「決裁書」が存在するはずで、存在しない、というのは虚偽であろう。第2回目警察相談が、この第1回目の警察相談と関連しているし、存在すべきである。存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。
7	「教育委員会内協議の意思決定に至る公文書」	作成も取得もしていないため、不存在。	弁護士、警察相談関連の公文書作成と保存、私の提出文書の廃棄(一部抜き取り廃棄も含め)等、一連の行政行為の教育委員会内協議の意思決定に至る公文書は存在するはずである。存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。
8	「反証可能文書」	作成も取得もしていないため、不存在。	「録音データ」を廃棄した等とすれば、そこから起こされた「反証可能文書」が存在すべきであり、開示すべきである。
9	他の利用者等の私への具体的な苦情記録と、その時の図書館側との対話内容等苦情内容記録	作成も取得もしていないため、不存在。	他の利用者等の私への具体的な苦情記録と、その時の図書館側との対話内容等苦情内容記録が存在すべきであり、存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。
10	「現状の証拠」とする資料	作成も取得もしていないため、不存在。	警察相談で「現状の証拠」で逮捕は可能かと尋ねているが、その「現状の証拠」とする資料存在しないというのは公文書として完結していない、存在すべきであり開示すべきである。
11	「執拗な要求、過度の要求」(県政提案メール回答)としたその根拠、裏付けとなる条文等	作成も取得もしていないため、不存在。	担当課長が「自身の判断で廃棄する。」と言ったことに対し、「齟齬があるので、廃棄してはいけない」と県民が要請したことを、公的機関として、「執拗な要求、過度の要求」(県政提案メール回答：平成29年、1月11日、28広第2号-291)としたその根拠、裏付けとなる条文等存在すべきであり、開示すべきである。
12	「どう言う言動を「居座り」とし、また、「職員を委縮させた」のかの記録	作成も取得もしていないため、不存在。	「カウンターで長時間居座ることが、職員を委縮させてしまっている。」等と公文書にまで記録しているのだから、どういう言動を「居座り」とし、また、「職員を委縮させた」のかの記録、それらの情報を記した公文書が存在すべきであり、存在しないと言うのは虚偽であろう。開示すべきである。これまでの単に対応時間数を表にしたものでなく、これまでの具体的な私の迷惑言動等の日にち、具体的な迷惑事項、利用者からの苦情内容等、証拠書類、物証が存在して当然である。開示すべきである。
13	私がカウンターにいた時の対話内容、苦情内容を記したこの日の図書館利用記録等の資料。	作成も取得もしていないため、不存在。	「面談後、カウンターを訪れたが、15分ほどで退館した模様。」等と公文書に私の言動等を指摘、記載するからには、具体的にいつ、カウンターで何をしていたか、把握しているはずで、また、私も参考調査課に用がなければカウンターにいない。その時の対話内容、苦情内容を記したこの日の図書館利用記録等の資料が存在すべきであり、存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。
14	「28福図第1245号」に代わる「行政として、正式な起案書、決裁書」	「平成28年12月15日28福図第1245号」以外のものは存在せず、作成も取得もしていないため、不存在。	「28福図第1245号」起案：平成12月14日、決裁：12月15日、施行予定：平成28年12月16日となっているが、「ファイル名」も記載されていない。「施行上の取扱い」が口頭等何もない。決裁印も簡易であり、いい加減な起案書、決裁書であり、これに代わる「行政として、正式な起案書、決裁書」が存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。

番号	対象公文書	本件決定の理由	審査請求人の主張
15	〇〇課長への「受け取り日にち変更伝言」	作成も取得もしていないため、不存在。	〇〇課長への「受け取り日にち変更伝言」が残っていないというのは虚偽であろう。存在すべきであるし、開示すべきである。
16	私の〇〇課長への「伝言内容のみ」の記録	-	弁明書で触れられていないが、伝言内容のみの記録も存在を問うものであり、開示すべきである。(20に係る文書は、この伝言内容及びこれを受けての意思決定と行政対応の公文書を求めている。)
17	私が〇〇課長に伝えた2017年11月6日の伝言内容	作成も取得もしていないため、不存在。	〇〇課長への「受け取り日にち伝言」が伝わったかどうかは「私の個人情報」である。作成もしていないということなどその一連の対応自体が、行政行為として不当である。本来存在すべきものである。
18	私の「〇〇課長へ日にち変更連絡情報」をどう受け止め、どう処理しようとしたのか、行政の「意思決定」内容が理解できる公文書	作成も取得もしていないため、不存在。	行政が、私の「〇〇課長へ日にち変更連絡情報」をどう受け止め、どう処理しようとしたのか、行政の「意思決定」内容が理解できる公文書が存在すべきであり、存在しないというのは虚偽であろう。存在すべきであり、開示すべきである。
19	私の「大声」、「威嚇」、「居座り」等がいつ、どこで、誰に何を主張し大声だったのか等、いつのどんな言動を「威嚇」としているのか等々、それら具体的な内容記録等の「補完資料」	作成も取得もしていないため、不存在。	私の「大声」、「威嚇」、「居座り」等がいつ、どこで、誰に何を主張し大声だったのか等、いつのどんな言動を「威嚇」としているのか等々、それら具体的な内容記録等の「補完資料」が存在しないというのは虚偽であろう。存在すべきであるし、開示すべきである。
20	私の行為が、何の法令のどの条項に対応した迷惑行為をしているのか等の具体的な法令文書資料等の「補完資料」	作成も取得もしていないため、不存在。	特定の県民の苦情に対し、警察相談に行くほどの業務妨害であるとするなら、それら迷惑になっている行為が、何の法令のどの条項に対応した迷惑行為をしているのか等の具体的な法令文書資料等の「補完資料」が添付されていて当然である。それは公文書であり、保存すべきものである。開示すべきである。
21	私が業務妨害をしているというその内容を記した「苦情対応内容記録」等	作成も取得もしていないため、不存在。	私が業務妨害をしているというその内容を記した「苦情対応内容記録」等が存在すべきであるし、存在しないというのは虚偽であろう。開示すべきである。